

2 2 人権のまちづくり

1. ふれあい交流センターの運営

■事業目的

福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点として、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施すること。

■主な事業

- (1) 相談事業
- (2) 啓発・広報活動事業
 - ・じんけんフェスティバル
 - ・センターだよりの発行（毎月）
 - ・じんけんカレンダーの作成 ほか
- (3) 地域交流事業
 - ・寄せ花教室ほか
- (4) デイサービス事業（ふれあいサロン）
- (5) 貸館事業

2. 人権教育及び啓発の推進

第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画（後期）

■基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、だれもが生き生きと暮らせる社会づくり。

■計画の期間 2024年度～2028年度（後期行動計画）

■計画推進の視点

- ・人権を尊重する意識の向上
- ・個人の尊厳の確保と共生社会の形成
- ・相談・支援体制の充実

■人権課題への取組

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、感染症、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認・性表現、その他の人権課題への取組

■人権教育・啓発の推進

- ・あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- ・人権に関係する特定職業従事者に対する研修の推進

3. 男女共同参画社会の実現

香美市男女共同参画計画、女性活躍推進計画 思いやりプラン

■基本理念

性別に関係なく市民の個性と能力を活かし、一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らせるような社会づくり。

■計画の期間

2021年度～2025年度

■男女共同参画社会を実現するための5つの柱

- ・人権の尊重
- ・社会の諸制度や慣行についての配慮
- ・意思の形成及び決定過程への共同参画
- ・家庭での相互協力と職業生活とその他の活動との両立
- ・国際社会の取組との協調